

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年8月14日

【四半期会計期間】 第67期第1四半期(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

【会社名】 株式会社R I S E

【英訳名】 RISE Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 川畑 喜代之

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田神保町二丁目3番地1 岩波書店アネックス6階

【電話番号】 03(5214)0251(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役コーポレート統括部長 安川 力夫

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田神保町二丁目3番地1 岩波書店アネックス6階

【電話番号】 03(5214)0251(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役コーポレート統括部長 安川 力夫

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第66期 第 1 四半期 連結累計期間		第67期 第 1 四半期 連結累計期間		第66期	
	自 至	平成23年 4 月 1 日 平成23年 6 月30日	自 至	平成24年 4 月 1 日 平成24年 6 月30日	自 至	平成23年 4 月 1 日 平成24年 3 月31日
売上高 (百万円)		101		77		374
経常利益(経常損失) (百万円)		39		7		42
四半期(当期)純利益(純損失) (百万円)		39		7		44
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)		39		7		44
純資産額 (百万円)		3,367		3,354		3,362
総資産額 (百万円)		4,233		4,015		4,040
1 株当たり四半期(当期)純利益 (純損失)金額 (円)		3.45		2.77		11.36
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)						
自己資本比率 (%)		79.5		83.5		83.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)		21		113		23
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)		1		6		4
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)		89		1		187
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)		714		731		612

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

4. 「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第 5 条の 2 第 2 項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2 【事業の内容】

当第 1 四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における日本経済は、徐々に東日本大震災からの立ち直りが見えてきましたが、円高の長期化や欧州の債務危機の再燃等により、引続き景気の先行きが不透明な状態が続いております。

このような状況の下、当社グループは、一層の固定費の削減に努め、賃料収入と福島県郡山市での宅地分譲事業を収益の柱として事業を推進しております。

売上高につきましては、賃料収入については当初予想通りに推移しております。宅地分譲事業に関しましては、当期入ってから順調に契約を進めておりますが、引渡時期は、ほとんどが第2四半期以降になっており、当第1四半期連結累計期間における引渡は2区画となりました。

利益面につきましては、一層の固定費の削減に努め、当第1四半期連結累計期間における販売費及び一般管理費は63百万円となり、前年同四半期と比べ28百万円の削減になっております。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高77百万円(前年同四半期は101百万円)、営業損失19百万円(前年同四半期は44百万円の営業損失)となり、営業外収益で長期滞留債権の回収が進み貸倒引当金戻入額が発生したことから、経常損失7百万円(前年同四半期は39百万円の経常損失)、四半期純損失7百万円(前年同四半期は39百万円の四半期純損失)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)の残高は731百万円となり、前連結会計年度末に比べて118百万円増加しました。

当第1四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結累計期間において営業活動の結果得られた資金は113百万円(前年同四半期は21百万円の収入)となりました。主な増加要因は、資金支出を伴わない減価償却費17百万円、未収還付消費税等の還付106百万円、保有販売用不動産の売却によるたな卸資産の減少8百万円によるものであり、主な減少要因は、税金等調整前四半期純損失7百万円、補償損失引当金の目的使用4百万円、貸倒引当金の取崩し9百万円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結累計期間において投資活動の結果得られた資金は6百万円(前年同四半期は1百万円の収入)となりました。これは、差入敷金の戻り5百万円があったこと等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結累計期間において財務活動の結果支出した資金は1百万円(前年同四半期は89百万円の支出)となりました。これは、長期借入金の約定弁済1百万円があったことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	145,000,000
A種優先株式	20,000,000
計	165,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	47,143,397	47,143,397	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	(注) 1、2
A種優先株式	19,826,000	19,826,000	非上場	(注) 2、3
計	66,969,397	66,969,397		

- (注) 1. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
2. 定款において、会社法第322条第2項に規定する定めはしておりません。また、A種優先株式は定款の定めに基づき、以下に記載のとおり普通株式と議決権に差異を有しております。
3. A種優先株式の内容は、次のとおりであります。なお、単元株式数は100株であります。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載されたA種優先株式を有する株主(以下、「本優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(もしあれば、以下、「本優先株質権者」という。)に対して、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)又は普通株式の登録質権者(以下、「普通株質権者」という。)に先立ち、剰余金の配当を行う(以下、当該配当金を「優先配当金」という。)。A種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、優先株式の発行価額に、それぞれの事業年度ごとに下記の配当年率を乗じて算出した額とする(ただし、平成20年3月31日終了の事業年度中に支払う優先配当金については、この額に、払込日から平成20年3月31日までの期間につき、1年365日とする日割計算を適用して算出される金額とし、A種優先株式の併合が行なわれる場合、優先配当金の額は併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとする。)。優先配当金は、円未満小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。ただし、当社が下記に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

配当年率 = 日本円TIBOR(6ヶ月物) + 450bps(bpsとは、利回り単位100分の1%)

日本円TIBOR(6ヶ月物)とは、各事業年度の末日の東京時間午前11時における日本円TIBOR(6ヶ月物)として、全国銀行協会によって算出され公表される数値を指すものとする。当該日に日本円TIBOR(6ヶ月物)が公表されない場合は、同日、ロンドン時間午前11時における日本円LIBOR(6ヶ月物)として、英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと合理的に認められるものを用いるものとする。

配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

優先中間配当金

当社が中間配当を行う場合、当社は、本優先株主又は本優先株質権者に対して、普通株主または普通株質権者に先立ち、A種優先株式1株当たり優先配当金の2分の1に相当する額を優先中間配当金として支払う。

累積条項

ある事業年度において、本優先株主又は本優先株質権者に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額(以下、「累積未払優先配当金」)については、当該翌事業年度以降の剰余金の配当に際して、普通株主又は普通株質権者に対する剰余金の配当に先だって、支払われるものとする。

参加条項

普通株主又は普通株質権者に対して利益配当金(中間配当金を含む。)を支払うときは、本優先株主又は本優先株質権者に対し、1株につき普通株主又は普通株質権者と同額を優先配当金に加算して支払う。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産の分配を行う場合には本優先株主又は本優先株式質権者に対して、普通株主又は普通株質権者に先立ち、A種優先株式1株当たり500円(優先株式の併合が行なわれる場合、併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとする。)および累積未払優先配当金を支払う。

(3) 議決権

本優先株主は株主総会において議決権を有しない。ただし、定時株主総会に先立つ取締役会において、優先配当金を受ける旨の剰余金の処分の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会より、累積未払優先配当金全額の支払いがなされるまでの間に開催される株主総会の終結の時まで、株主総会において議決権を有するものとする。

(4) 対価を当社の普通株式とする取得請求権

本優先株主は、平成20年7月31日以降、平成29年7月31日までの間、A種優先株式の全部又は一部を、A種優先株式1株につき普通株式数4株の割合でA種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。当該転換の効力は、別途当社が定める転換請求書その他必要書類が転換請求受付場所に到着したときに発生する。

A種優先株式発行後に、普通株式が発行された場合、A種優先株式および普通株式について株式の併合が行なわれた場合、ならびに普通株式について株式の分割が行なわれた場合、本優先株主による当該転換請求により優先株主が取得する普通株式数は、A種優先株式発行日の発行済普通株式総数および発行済A種優先株式総数と、普通株式の当該発行、A種優先株式もしくは普通株式の当該株式併合、または普通株式の当該株式分割による転換請求権行使日現在の普通株式数およびA種優先株式数との変動比率と同じ比率で、増減するものとする。本優先株主が取得する普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

A種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の剰余金の配当は、転換の請求がなされたときに属する事業年度の始めにおいて転換があったものとみなしてこれを支払うものとする。

(5) 対価を金銭とする取得請求権

本優先株主は、平成20年7月31日以降、平成29年7月31日までの間、A種優先株式の全部又は一部を、当社に対して、A種優先株式1株につき500円(A種優先株式の併合が行なわれる場合、併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとする。)の割合で買い取ることを請求した場合、当社の取締役会決議による承認を経てA種優先株式を買い取る。かかるA種優先株式の取得請求権に基づく当社のA種優先株式の取得は、法令の範囲内の金額を限度とする。

(6) 株式の併合又は分割

当社は、A種優先株式について株式の分割は行なわない。

(7) 譲渡制限

A種優先株式の譲渡につき、譲渡制限は定めない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年4月1日～ 平成24年6月30日		66,969,397		2,000		

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成24年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式(注)1	A種優先株式 19,826,000	198,260	「1(1)発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 96,800		「1(1)発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
完全議決権株式(その他)(注)2	普通株式 47,043,800	470,438	同上
単元未満株式	普通株式 2,797		同上
発行済株式総数	66,969,397		
総株主の議決権		668,698	

(注) 1. 平成20年6月25日開催の第62回定時株主総会より議決権を有しております。

2. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が6,800株(議決権の数68個)含まれております。

【自己株式等】

平成24年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社R I S E	東京都千代田区神田 神保町二丁目3番地1 岩波書店アネックス6階	96,800		96,800	0.14
計		96,800		96,800	0.14

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、アスカ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	612	731
たな卸資産	461	453
営業出資金	165	165
その他	115	4
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	1,354	1,353
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,389	1,389
減価償却累計額	279	296
建物（純額）	1,110	1,093
土地	1,418	1,418
その他	13	13
減価償却累計額	10	11
その他（純額）	2	2
有形固定資産合計	2,531	2,513
無形固定資産	0	0
投資その他の資産	154	147
固定資産合計	2,685	2,661
資産合計	4,040	4,015

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2	1
1年内返済予定の長期借入金	5	3
未払法人税等	10	4
補償損失引当金	103	98
修繕引当金	17	17
その他	37	37
流動負債合計	175	164
固定負債		
受入敷金保証金	501	493
退職給付引当金	1	3
固定負債合計	502	496
負債合計	678	661
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	2,294	2,294
利益剰余金	331	339
自己株式	600	600
株主資本合計	3,362	3,354
純資産合計	3,362	3,354
負債純資産合計	4,040	4,015

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
売上高	101	77
売上原価	53	32
売上総利益	47	44
販売費及び一般管理費	92	63
営業損失()	44	19
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	0	0
貸倒引当金戻入額	2	9
施設管理収入	1	1
その他	0	0
営業外収益合計	5	11
営業外費用		
支払利息	0	0
その他	0	-
営業外費用合計	0	0
経常損失()	39	7
税金等調整前四半期純損失()	39	7
法人税、住民税及び事業税	0	0
法人税等合計	0	0
少数株主損益調整前四半期純損失()	39	7
四半期純損失()	39	7

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	39	7
四半期包括利益	39	7
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	39	7
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	39	7
減価償却費	17	17
貸倒引当金の増減額(は減少)	2	9
退職給付引当金の増減額(は減少)	0	1
補償損失引当金の増減額(は減少)	8	4
災害損失引当金の増減額(は減少)	4	-
受取利息及び受取配当金	0	0
支払利息	0	0
たな卸資産の増減額(は増加)	27	8
未収還付消費税等の増減(は増加)	30	106
その他	2	2
小計	22	115
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	0	0
法人税等の支払額	1	1
営業活動によるキャッシュ・フロー	21	113
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1	-
貸付金の回収による収入	2	0
その他	-	5
投資活動によるキャッシュ・フロー	1	6
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	2	1
取得請求権付株式の買取りによる支出	87	-
自己株式の取得による支出	0	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	89	1
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	67	118
現金及び現金同等物の期首残高	781	612
現金及び現金同等物の四半期末残高	714	731

【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【追加情報】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (平成24年 3月31日)	当第 1 四半期連結会計期間 (平成24年 6月30日)
投資その他の資産	510百万円	501百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 6月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 6月30日)
現金及び預金勘定	714百万円	731百万円
現金及び現金同等物	714	731

(株主資本等関係)

前第 1 四半期連結累計期間(自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 6月30日)

配当に関する事項

該当事項はありません。

株主資本の金額の著しい変動

(種類株式の取得および消却)

当社は、平成23年 4月28日付で当社の優先株主であるWoodhaven Drive ,LLCより、A種優先株式87百万円(1株50円、1,740,000株)につき定款第15条の規定に基づく株式取得請求権の行使があり、同日開催の当社取締役会決議により同A種優先株式の買取りおよび消却を行ないました。これにより、資本剰余金は87百万円減少し2,294百万円になりました。

当第 1 四半期連結累計期間(自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 6月30日)

配当に関する事項

該当事項はありません。

株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)および当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

当社グループは、不動産事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額	3円45銭	2円77銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額()(百万円)	39	7
普通株主に帰属しない金額(百万円)	122	122
(うち優先株式配当金)	(122)	(122)
普通株式に係る四半期純損失金額()(百万円)	162	130
普通株式の期中平均株式数(千株)	47,046	47,046

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 8月10日

株式会社R I S E
取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 大 丸 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 若 尾 典 邦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社R I S Eの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社R I S E及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。